

○和光市あき地の環境保全に関する条例

昭和48年6月30日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、あき地に雑草が繁茂し、または残土等の置場として使用され、または水たまりと化したままで放置されている等のために、火災または犯罪の発生等市民の生活環境を保持することができないことにかんがみ、これらのあき地を整備し、清潔な生活環境を保持することによつて、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あき地 現に人が使用していない土地

(2) 不良状態 雑草が繁茂し、または枯草が密集し、もしくは活物が投棄され、またはあき地が残土等の置場として使用され、もしくは水たまりと化し、これらをそのまま放置しているために、火災または犯罪の発生及び近隣の生活環境をそこなう原因となるような状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者または管理者は、当該あき地が不良状態にならないように努めなければならない。

(指導助言)

第4条 市長は、あき地が不良状態になるおそれのあるとき、または不良状態にあるときは、それらの土地の雑草等の措置について必要な指導または助言をすることができる。

(勧告・命令)

第5条 市長は、前条に定める指導、助言を履行しないものがあるときは、当該あき地の所有者または管理者に対し、不良状態の除去に必要な措置を勧告または命ずることができる。

(あき地の活用)

第6条 あき地の所有者または管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するように努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年8月1日から施行する。
- 2 あき地の枯草等の除去に関する条例（昭和44年条例第18号）は、廃止する。